

調 書（決定）	
事件の表示	平成●●年（〇〇）第●●号
決 定 日	平成 2 9 年 1 2 月 1 9 日
裁 判 所	最高裁判所第三小法廷
裁判長裁判官	岡部 喜代子
裁判官	木内 道祥
裁判官	山崎 敏充
裁判官	戸倉 三郎
裁判官	林 景一
当 事 者 等	上告人 X 被上告人 国
原判決の表示	東京高等裁判所平成●●年（〇〇）第●●号（平成 2 9 年 7 月 1 3 日判決）
裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。 第 1 主文 1 本件上告を棄却する。 2 上告費用は上告人の負担とする。 第 2 理由 民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは民訴法 3 1 2 条 1 項又は 2 項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。 平成 2 9 年 1 2 月 1 9 日 最高裁判所第三小法廷 裁判所書記官	